

## 自治基本条例 他市条例比較表の見方

総務省作成の類似団体別市町村財政指数表を基に類似団体を抽出し、平成26年度以降に施行された自治基本条例を比較対象としています。

表の基本的なつくりは下記のとおりです。

防府市	類似団体 A	類似団体 B
構成	構成	構成
前文	前文	前文
第1条条文	防府市自治基本条例第1条に類似する条文	防府市自治基本条例第1条に類似する条文
第2条条文	防府市自治基本条例第2条に類似する条文	防府市自治基本条例第2条に類似する条文
第〇条条文	防府市自治基本条例第〇条に類似する条文	防府市自治基本条例第〇条に類似する条文

- ・自治体ごとに条例の構成が異なるため、同じ条文が複数回記載されている場合があります。
- ・同一行に記載されている条文の内容が全面的に一致するということではありませんので、参考程度に留めてください。
- ・全体としての分量が多いため、各条文の上段に条文見出しを付けています。
- ・防府市自治基本条例の条文に分類できない条文については下部に網掛けで記載しています。

防府市 自治基本条例(H22.4.1施行)		福島県会津若松市 自治基本条例(H28.6.29施行)		静岡県焼津市 自治基本条例(H26.10.1施行)		埼玉県戸田市 自治基本条例(H26.7.1施行)		埼玉県ふじみ野市 自治基本条例(H26.6.26施行)	
構成	<p>前文</p> <p>第1章 総則 (第1条—第3条)</p> <p>第2章 自治の基本理念及び基本原則 (第4条・第5条)</p> <p>第3章 市民及び市民等 (第6条・第7条)</p> <p>第4章 市議会 (第8条・第9条)</p> <p>第5章 執行機関 (第10条—第12条)</p> <p>第6章 総合計画(第13条)</p> <p>第7章 行政運営 (第14条—第23条)</p> <p>第8章 財政 (第24条・第25条)</p> <p>第9章 参画及び協働の推進 (第26条—第30条)</p> <p>第10章 その他 (第31条・第32条)</p>	<p>前文</p> <p>第1章 総則 (第1条—第3条)</p> <p>第2章 まちづくりの主体としての役割及び責務 (第4条—第7条)</p> <p>第3章 情報共有によるまちづくり (第8条—第10条)</p> <p>第4章 参画及び協働によるまちづくり (第11条—第15条)</p> <p>第5章 市政運営 (第16条—第19条)</p> <p>第6章 国、他の自治体等との連携及び協力(第20条)</p> <p>第7章 条例の検証(第21条)</p>	<p>前文</p> <p>第1章 総則 (第1条—第4条)</p> <p>第2章 市民が尊重されること及び守ること等 (第5条—第10条)</p> <p>第3章 議会及び議員の役割及び責務 (第11条・第12条)</p> <p>第4章 市長等及び職員の役割及び責務 (第13条・第14条)</p> <p>第5章 市民参加及び協働 (第15条—第18条)</p> <p>第6章 市政運営 (第19条—第24条)</p> <p>第7章 他の自治体との連携及び協力(第25条)</p> <p>第8章 危機管理 (第26条・第27条)</p> <p>第9章 条例の実効性の確保及び見直し (第28条—第30条)</p>	<p>前文</p> <p>第1章 総則 (第1条—第3条)</p> <p>第2章 まちづくりの基本原則 (第4条—第7条)</p> <p>第3章 市民 (第8条—第10条)</p> <p>第4章 議会(第11条)</p> <p>第5章 行政 (第12条—第16条)</p> <p>第6章 まちづくりの仕組み (第17条—第19条)</p> <p>第7章 実効性の確保 (第20条・第21条)</p>	<p>前文</p> <p>第1章 総則 (第1条—第3条)</p> <p>第2章 自治の基本理念及び基本原則 (第4条・第5条)</p> <p>第3章 市民の権利及び責務 (第6条・第7条)</p> <p>第4章 市議会及び市議会議員の責務 (第8条・第9条)</p> <p>第5章 市長及び市の職員の責務 (第10条・第11条)</p> <p>第6章 市民によるまちづくり (第12条—第14条)</p> <p>第7章 住民投票(第15条)</p> <p>第8章 市政運営 (第16条—第28条)</p> <p>第9章 国、県及び他の地方公共団体等との連携及び協力 (第29条)</p> <p>第10章 見直し及び改正(第30条)</p> <p>第11章 補則(第31条)</p>				
前文	<p>瀬戸内海と「母なる川」佐波川、大平山や県下最大の防府平野など、豊かな自然に恵まれたこの地は、古くは周防の国府が置かれるとともに、良港を擁し、交通の要衝でもありました。また、あまたの人材を輩出し、歴史の上でもしばしば重要な舞台として登場します。このように、多彩な文化が生まれ育ち、製塩をはじめ我が国の経済発展の一翼を担った産業を育ててきたまち、それが私たちの暮らす防府市です。</p> <p>今を生きる私たち防府市民は、先達から受け継いだ「すばらしい防府」を誇りとし、守り、育て、次の世代に引き継いでいく使命があります。</p> <p>そのためには、市民等が、自らの責任において参画するとともに、市民等、市議会そして行政が、英知を結集し、協働してまちづくりに取り組むことが必要です。</p> <p>ここに、市民等、市議会そして行政の役割と責務を明確にし、自治の基本的なルールを明らかにするため、この条例を制定します。</p>	<p>会津若松市は会津盆地の東南部に位置し、周囲には広大な山々や猪苗代湖が隣接しており、四季折々の表情豊かな自然にあふれています。また、鶴ヶ城を有する城下町として長きにわたり豊かな伝統や文化が脈々と受け継がれ、「ならぬことはならぬ」という言葉に代表される竹の掟や會津藩校日新館の道徳教育による人材育成によって培われた會津人の心が今も息づいているまちです。</p> <p>私たちは先人達が汗を流し築いてきた歴史を誇りに思い、會津人としての自律心を胸に、子どもから高齢者まで誰もが幸せに暮らしていけるまちを築き、次の会津若松市を担う世代へと引き継いでいかなければなりません。</p> <p>そのために、私たち市民や議会、市長等が市政運営に関する情報を共有しながら、まちづくりへの主体的な参画や協働により公共的な課題の解決を図っていくことや、年齢や性別、障がいの有無等の互いの違いを認め合い多様性を尊重すること、ともにまちづくりを担う人材の育成に努めること、地域の歴史や文化、自然といった大切な資源を守り、伝え、生かしていくことといった考え方を基本としながら、私たち自身がまちづくりの主役であることを自覚し、まちづくりへの意欲をもって一人ひとりが他を思いやり、支え合うことで人と人のつながりを大切に、いきいきとしたまちづくりを進めていくことが必要です。</p> <p>そうした考えのもと、私たちは自らの意思で自治による自主自立のまちをつくることをここに決意して、自治の基本となるこの条例を制定します。</p>	<p>焼津市は、日本一深い湾である駿河湾に臨み、東洋一の漁港とうたわれた焼津港や大井川の様々な恵みと共に発展してきた歴史あるまちです。</p> <p>私たちは、これまでもこうした先人たちが築いてきた貴重な歴史、文化、豊かな自然を生かし、希望に満ちた平和なまちを目指してきました。</p> <p>今後も、未来を担う子どもたちが健やかに成長し、安心して幸せに暮らし続けることができる、市民に愛される焼津市を引き継いでいくためには、私たち一人一人がまちの未来をどのように創っていくのかを考えるとともに、市民、議会、市長等が焼津市の自治の当事者として、課題の解決に向かって、お互いに尊重しつつそれぞれが持つ特性や能力を発揮していくことが必要です。</p> <p>そこで、ここに、焼津市の自治の基本原則を明らかにするとともに、自治推進のための基礎として、焼津市自治基本条例を制定します。</p>	<p>戸田市は、かつて戸田の渡しにより人々が往来し、人と人をつなぐまちとして発展してきました。そして、荒川を隔てて首都と隣接し、急速な都市化に伴い、人口が増え続けていく中で、生活様式や価値観の多様化が見られ、地域社会での人と人のつながりが希薄化していく傾向があります。また、そう遠くない将来、人口減少や更なる少子高齢化社会の到来など、これまで経験したことのない時代を迎えることも予測されています。</p> <p>こうした時代を迎えようとしている今、より良いまちづくりを進めるためには、市民自らが考え行動するとともに、地域での人と人のつながりが大事になります。そして、市民と議会と行政が手を携えてそれぞれの力を発揮し、協力し合い、助け合う仕組みを作ることが必要です。</p> <p>私たちは、自らの意思と責任に基づいて、未来に向かって知恵と力を出し合い、みんなで協働のまちづくりを進めていきます。</p> <p>そして、私たちは、自治が確立され、誰もが安心して安全に暮らすことができ、住んでいて幸せと感じるまち、誇りの持てるまちを目指し、この条例を制定します。</p>	<p>ふじみ野市は、平成17年10月1日に旧上福岡市と旧大井町とが合併して誕生しました。</p> <p>古くは江戸と川越を結ぶ陸路と水運の要所として栄え、現在は、首都東京の近郊都市として発展しています。</p> <p>わたしたちふじみ野市民は、この地域に生きた人々が築き上げてきた歴史や文化、そして恵まれた自然環境を大切にしながら、互いを尊重し、協力し合って、活力と愛着のあるまちを実現し、将来の世代に引き継がなければなりません。</p> <p>平成12年に地方分権一括法が施行され、国からの権限移譲が進み、地域のことは地域で決定し、自己の責任で解決することが求められるようになりました。</p> <p>そのために、一人ひとりが地方自治の主体であることを認識し、身近なところから市政に参加し、協働することにより、まちづくりに取り組むことを決意し、ふじみ野市における自治の基本としてこの条例を制定します。</p>				
	(目的)	(目的)	(目的)	(目的)	(目的)				
第1章 第1条 目的	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市における自治の基本理念及び基本原則を明らかにし、市民等、市議会及び市長等の役割と責務を明確にするとともに、市政に関する基本的な事項を定めることにより、自治の確立を図ることを目的とします。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、会津若松市における自治の基本的な理念及び仕組みを定め、市民、議会及び市長等の果たすべき役割を明らかにするとともに、まちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、自治の確立を図り、もって自主自立のまちを実現することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、焼津市のまちづくりの推進に関する基本原則並びに市民が尊重されること及び守ること並びに議会及び市長等の役割及び責務を明らかにするとともに、自治を推進するための基本的な事項を定め、もって自治の確立を図ることを目的とします。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市民、議会及び行政が、互いの立場を理解し、助け合い、協力し合うことで築くまちづくりの基本原則を定めることで、自治を推進し、理想のまちを実現することを目的とします。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、ふじみ野市(以下「市」という。)の自治の基本理念及び基本原則を定め、市民の権利及び責務並びに市議会、市議会議員、市長等及び市の職員の責務を明らかにするとともに、市政運営の基本的な事項を定めることにより、市民の参加と協働による市民主体の自治を推進し、もって豊かで住みよいまちを実現することを目的とする。</p>				
第1章 総則	(条例の位置付け)	(条例の位置付け)	(条例の位置付け)	(条例の位置付け)	(条例の位置付け)				
第2条 条例の位置付け	<p>(条例の位置付け)</p> <p>第2条 この条例は、本市における自治の最高規範であり、他の条例、規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重するものとします。</p>	<p>(条例の位置付け)</p> <p>第2条 この条例は、会津若松市における自治の基本を定めるものであり、市民、議会及び市長等は、この条例の趣旨を尊重するものとする。</p>	<p>(条例の位置付け)</p> <p>第3条 市民、議会及び市長等は、この条例を焼津市の自治を進めるための基本的指針として尊重します。</p> <p>2 議会及び市長等は、他の条例、規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例との整合を図ります。</p>	<p>(条例の位置付け)</p> <p>第2条 この条例は、戸田市の自治の推進に関する基本的な事項を定めるものであり、市民、議会及び行政は、この条例を最大限に尊重します。</p>	<p>(位置付け)</p> <p>第2条 この条例は、市における自治の基本として位置付けられるものであり、市民、市議会、市議会議員、市長等及び市の職員は、この条例を尊重しなければならない。</p> <p>2 市議会及び市長等は、条例、規則等の制定及び改廃並びに施策の実施に当たっては、この条例との整合を図るものとする。</p>				

	防府市 自治基本条例(H22.4.1施行)	福島県会津若松市 自治基本条例(H28.6.29施行)	静岡県焼津市 自治基本条例(H26.10.1施行)	埼玉県戸田市 自治基本条例(H26.7.1施行)	埼玉県ふじみ野市 自治基本条例(H26.6.26施行)
第3条 定義	(定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。 1 市民 市内に住所を有する人をいいます。 2 市民等 市民、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内で事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。 3 市長等 市長その他の執行機関をいいます。 4 参画 政策の形成、実施及び評価の各過程に自主的にかかわることをいいます。 5 協働 市民等、市議会及び市長等が、それぞれの役割と責務を自覚するとともに、互いを尊重し、協力して取り組むことをいいます。	(定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市 基礎自治体としての会津若松市をいう。 (2) 市民 市の区域内に住所を有する者をいう。 (3) 市民等 市民及び市の区域内において働き、学び、又は活動する個人又は団体をいう。 (4) 市長等 市長、水道事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 (5) 参画 市の政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階における意思形成に関わること並びに様々な公共的な活動に関わることをいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。 (1) 住民 市内に住所を有する個人をいいます。 (2) 事業者 市内に事務所又は事業所を有し事業を行う個人及び法人その他の団体をいいます。 (3) 地縁コミュニティ 住民等が地縁によってつながりを持ち、お互いに助け合い、共通の目的を達成するために活動する団体をいいます。 (4) 公益コミュニティ 構成員が共通の目的を持ち公益の推進に資する活動を行う団体で、市内に事務所を有し活動するものをいいます。 (5) 市民 住民、市内に通学又は通勤する住民以外の個人、事業者、地縁コミュニティ及び公益コミュニティをいいます。 (6) 市長等 市長(水道事業管理者の権限を行う市長を含みます。)、病院事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。 (7) まちづくり 市民の暮らしにおける課題その他の地域社会の課題を解決し、まちの魅力及び活力を高めるための持続的な活動をいいます。	(定義) 第3条 この条例における用語の意味は、次に定めるところとします。 (1) 市民 次に掲げるものをいいます。 ア 市内に住所を有する者 イ 市内に通勤し、又は通学する者 ウ 市内で事業を営むもの エ 町会・自治会その他の地域における公共的活動を行う団体(以下「町会・自治会等」といいます。) オ 市内で奉仕活動その他の社会貢献活動を行う個人又は団体(以下「ボランティア団体等」といいます。) (2) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。 (3) まちづくり 協働により、誰もが住みやすい理想のまちを実現するための取組をいいます。	(定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に住所を有するもの、市内で就労又は就学するもの及び市内で事業その他の活動をするものをいう。 (2) 市長等市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいう。 (3) 参加市民が市の施策等の立案、実施、評価及び見直しに主体的に関わることをいう。 (4) 協働市民、市議会及び市長等が、それぞれの役割及び責務の下、互いの自主性及び自立性を尊重し、十分な協議と理解の上、目的を共有し、対等な立場で連携及び協力して活動することをいう。 (5) まちづくり 豊かで住みよいまちをつくるための公共的な活動の総体をいう。
第2章 自治の基本理念及び基本原則	(自治の基本理念)		(まちづくりの推進に関する基本原則)		(自治の基本理念)
	(自治の基本理念) 第4条 本市における自治の基本理念は、次に掲げるとおりとします。 1 自治の主体は市民であり、市議会及び市長等は、基本的人権の尊重の下に、市民の信託にこたえ、自治を推進するものとします。 2 市民等、市議会及び市長等は、地域の歴史及び文化的な特性を尊重したまちづくりを行うものとします。 3 市議会及び市長等は、自主的かつ自立的に市政運営を行うものとします。		(まちづくりの推進に関する基本原則) 第4条 市民、議会及び市長等は、次に掲げる基本原則により、まちづくりを進めます。 (1) 情報共有の原則 市民、議会及び市長等は、まちづくりに関する情報をお互いに提供し、共有します。 (2) 参加の原則 議会及び市長等は、市民参加により、まちづくりを進めます。 (3) 協働の原則 市民、議会及び市長等は、協働により、まちづくりを進めます。 2 市民は、まちづくりに関し合意を形成するに当たっては、市民同士の対話を十分に行うことに努めます。		(自治の基本理念) 第4条 市における自治の基本理念は、次に掲げるとおりとする。 (1) 市民、市議会及び市長等は、市民主体の自治を推進するものとする。 (2) 市民は、相互の立場を尊重し、自主的かつ自発的にまちづくりの推進に努めるものとする。 (3) 市議会及び市長等は、市民の意思を反映した自主的かつ自立的な市政運営を推進するものとする。
	(自治の基本原則)			(協働の原則)、(参加・参画の原則)、(情報共有の原則)、(協議の原則)	(自治の基本原則)
第5条 自治の基本原則	(自治の基本原則) 第5条 本市における自治の基本原則は、次に掲げるとおりとします。 1 市政は、二元代表制の下、参画と協働を図りながら行われるものとします。 2 市民等、市議会及び市長等は、市政に関する情報を共有するものとします。			(協働の原則) 第4条 市民、議会及び行政は、それぞれが役割を意識し、それぞれの力を発揮し、互いを尊重し、まちづくりを進めます。 (参加・参画の原則) 第5条 市民は、自治の主体として、積極的にまちづくりに参加し、また、計画段階から参画するよう努めます。 2 行政は、市民の意思をまちづくりにいかすため、市民がまちづくりに参画できる機会を保障します。 (情報共有の原則) 第6条 市民は、互いにまちづくりのための情報を提供し合い、共有できるよう努めます。 2 行政及び議会は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を積極的に提供し、市民と共有します。 (協議の原則) 第7条 市民同士又は市民及び行政は、まちづくりを進めるに当たり、互いの意思疎通を図るため、積極的に協議します。	(自治の基本原則) 第5条 市民、市議会及び市長等は、前条に定める自治の基本理念に基づき、次に掲げる事項を原則として自治を推進するものとする。 (1) 市政に関する情報の共有を基本とすること。 (2) 市政に関する市民の参加を基本とすること。 (3) 協働によるまちづくりを基本とすること。

防府市 自治基本条例(H22.4.1施行)		福島県会津若松市 自治基本条例(H28.6.29施行)		静岡県焼津市 自治基本条例(H26.10.1施行)		埼玉県戸田市 自治基本条例(H26.7.1施行)		埼玉県ふじみ野市 自治基本条例(H26.6.26施行)	
第3章 市民及び 市民等	(市民の権利及び市民等の権利)			(市民が尊重されること)、(子どもが尊重されること)、(事業者が尊重されること及び守ること)、(地縁コミュニティ)、(公益コミュニティ)	(市民の権利)	(市民の権利)			
	第6条 市民の権利 及び市民等の 権利	(市民の権利及び市民等の権利) 第6条 市民の権利及び市民等の権利は、次に掲げるとおりとします。 1 市民は地方自治法(昭和22年法律第67号)に定めるところにより、市民の代表を選ぶ権利、条例の制定又は改廃等の直接請求を行う権利その他の権利を有します。 2 市民等は、市政に関する情報を知る権利及び参画する権利を有するものとします。 3 市民等は、適正な行政サービスを受ける権利を有するものとします。		(市民が尊重されること) 第5条 住民は、まちづくりの当事者として市長等が行うまちづくりに参加する権利を有します。 2 市民(住民を除きます。)は、住民に準じ、市長等が行うまちづくりに参加することができます。 3 市民は、市政に関する情報を取得する権利を有します。  (子どもが尊重されること) 第7条 市民、議会及び市長等は、未来の焼津市の担い手である子どもが安心して健やかに育つ安全な環境の整備に努めます。 2 市長等は、子どもにまちづくりに関する意見を述べる機会を与えることが特に重要であることに鑑み、子どもがその意見を述べる機会を設けるよう努めます。  (事業者が尊重されること及び守ること) 第8条 事業者は、地域社会の一員として、周辺環境との調和に留意し、暮らしやすいまちづくりに寄与するよう努めます。 2 市民(事業者を除きます。)、議会及び市長等は、事業者が行う経済活動がまちづくりに貢献するものであることに鑑み、事業者の活動に対する理解に努め、事業者とともにまちづくりに取り組みます。  (地縁コミュニティ) 第9条 地縁コミュニティは、地域社会の課題解決に向けて自発的に活動します。 2 地縁コミュニティは、住民の意見を調整し合意を形成し、それを実践します。 3 地縁コミュニティは、公益コミュニティ、事業者、学校等の団体及び市長等と連携して活動します。 4 市長等は、地縁コミュニティの自律を尊重し、かつ、その力が最大限発揮されるように支援します。  (公益コミュニティ) 第10条 公益コミュニティは、地域社会を構成する一員として、地縁コミュニティ、事業者、学校等の団体及び市長等と連携して活動します。	(市民の権利) 第8条 市民は、まちづくりの担い手として、まちづくりに参加・参画する権利を有します。 2 市民は、市政に関する情報を知る権利を有し、議会及び行政に対し、その保有する情報の公開を求めることができます。	(市民の権利) 第6条 市民は、市政に関する情報を知る権利を有するものとする。 2 市民は、自治の主体として、市政に参加する権利を有するものとする。			
	(市民の責務及び市民等の責務)	(市民の役割及び責務)	(市民が守ること)、(事業者が尊重されること及び守ること)、(地縁コミュニティ)、(公益コミュニティ)	(市民の役割)、(市民活動団体の役割)	(市民の責務)				
第7条 市民の責務 及び市民等の 責務	(市民の責務及び市民等の責務) 第7条 市民の責務及び市民等の責務は、次に掲げるとおりとします。 1 市民は、自らが自治の主体であることを自覚し、参画するよう努めるものとします。 2 市民等は、参画し、協働するときは、自らの発言と行動に責任をもつものとします。 3 市民等は、法令等の定めるところにより、行政サービスに要する費用を税、使用料、手数料等により負担するものとします。	(市民の役割及び責務) 第4条 市民は、地方自治法(昭和22年法律第67号)に定める権利及び義務を有するほか、市政に関する情報について、公開及び提供を求めることができる。 2 市民は、まちづくりの主体であることを認識し、権利の行使に責任をもってまちづくりに参画するよう努めるものとする。	(市民が守ること) 第6条 市民は、まちづくりへの参加に当たっては、お互いに認め合い、思いやりの心を大切にします。 2 市民は、まちづくりにおいて、自分と違う意見を持つ他者の価値観の多様性を認め、論議します。 3 市民は、住みよいまちの実現に努めます。 4 住民は、次世代への責任を認識し、まちづくりの当事者として、自らの生活や地域社会のあり方を考え行動します。  (事業者が尊重されること及び守ること) 第8条 事業者は、地域社会の一員として、周辺環境との調和に留意し、暮らしやすいまちづくりに寄与するよう努めます。 2 市民(事業者を除きます。)、議会及び市長等は、事業者が行う経済活動がまちづくりに貢献するものであることに鑑み、事業者の活動に対する理解に努め、事業者とともにまちづくりに取り組みます。  (地縁コミュニティ) 第9条 地縁コミュニティは、地域社会の課題解決に向けて自発的に活動します。 2 地縁コミュニティは、住民の意見を調整し合意を形成し、それを実践します。 3 地縁コミュニティは、公益コミュニティ、事業者、学校等の団体及び市長等と連携して活動します。 4 市長等は、地縁コミュニティの自律を尊重し、かつ、その力が最大限発揮されるように支援します。  (公益コミュニティ) 第10条 公益コミュニティは、地域社会を構成する一員として、地縁コミュニティ、事業者、学校等の団体及び市長等と連携して活動します。	(市民の役割) 第9条 市民は、自治の主体であることを自覚し、市民相互の連携を図って地域課題を自ら解決する意識を持つよう努めます。 2 市民は、互いに尊重し合い、かつ、近隣との交流を深め、共に助け合える地域社会づくりに努めます。 3 住民は、町会・自治会等及びボランティア団体等をまちづくりの担い手と認識し、その活動を尊重するよう努めます。  (市民活動団体の役割) 第10条 町会・自治会等は、多くの地域住民の参画を促しつつ、子どもや若者も参加しやすい地域に根ざしたまちづくりを推進するよう努めます。 2 町会・自治会等及びボランティア団体等は、開かれた団体運営に努めるとともに、次代を担う指導者の育成に努めます。 3 町会・自治会等及びボランティア団体等は、互いに連携し、協力してより良いまちづくりに努めます。	(市民の責務) 第7条 市民は、相互の立場及び意見を尊重し、まちづくりの推進に努めるものとする。 2 市民は、市政に参加及び協働する上で、自らの発言、決定及び行動に責任を持つものとする。				

	防府市 自治基本条例(H22.4.1施行)	福島県会津若松市 自治基本条例(H28.6.29施行)	静岡県焼津市 自治基本条例(H26.10.1施行)	埼玉県戸田市 自治基本条例(H26.7.1施行)	埼玉県ふじみ野市 自治基本条例(H26.6.26施行)	
第4章 市議会	第8条 市議会の役割と責務	(市議会の役割と責務) 第8条 市議会は、選挙によって選ばれた議員によって構成される意思決定機関であるとともに、市民の信託にこたえるため、行政運営を監視し、けん制する機能を果たさなければなりません。 2 市議会は、議会の活性化に努めるとともに、政策提言及び政策立案の機能の強化を図るため、調査活動、立法活動等を積極的に行わなければなりません。 3 市議会は、開かれた議会運営を行うため、情報提供及び情報公開を積極的に推進しなければなりません。 4 市議会は、市民等に対し議会の役割と責務を明確にするため、自らの基本とする条例を制定します。	(議会及び議員の役割及び責務) 第5条 議会及び議員の役割及び責務に関し必要な事項は、会津若松市議会基本条例(平成20年会津若松市条例第19号)に定めるところによる。	(議会の役割及び責務) 第11条 議会は、焼津市の意思決定機関として、市民の意思を把握し、その意思を市政に反映させるように努めます。 2 議会は、市政運営に対する監視機能を果たします。 3 議会は、意思決定の内容及び過程を市民に分かりやすく説明し、開かれた議会運営を行います。	(議会の役割) 第11条 議会は、戸田市議会基本条例(平成24年条例第1号)の定めるところにより、次のとおり活動します。 (1) 公正性、透明性及び信頼性を重視する議会運営を目指すとともに、市民にとって分かりやすい議会運営に努めます。 (2) 市民に対し積極的な情報公開に努め、説明責任を果たします。 (3) 市民の立場に立ち、市政の監視及び評価の強化に努めます。 (4) 市民との意見交換の場を多様に設け、政策能力の強化や政策提言の拡大を図ります。	(市議会の責務) 第8条 市議会は、意思決定機関として市民の意思が市政運営に反映されるよう努めなければならない。 2 市議会は、適正に市政が運営されているかを監視し、けん制する機能を果たさなければならない。
	第9条 市議会議員の責務	(市議会議員の責務) 第9条 市議会議員は、市民の信託に対する自らの責任を果たすため、誠実に職務を遂行しなければなりません。	(議会及び議員の役割及び責務) 第5条 議会及び議員の役割及び責務に関し必要な事項は、会津若松市議会基本条例(平成20年会津若松市条例第19号)に定めるところによる。	(議員の役割及び責務) 第12条 議員は、議会の役割及び責務を認識し、地域社会の課題及び市民の意見を把握するとともに、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を行います。 2 議員は、職務に伴う調査研究活動等を通じ、議会における審議及び政策立案の充実に努めます。		(市議会議員の責務) 第9条 市議会議員は、市民の代表者として公正かつ誠実に職務の遂行に努めなければならない。
第5章 執行機関	第10条 市長の役割と責務	(市長の役割と責務) 第10条 市長は、市の代表者として、その地位が市民の信託によるものであることを認識し、公正かつ誠実に行政運営に当たらなければなりません。 2 市長は、市の職員の能力向上を図らなければなりません。	(市長等の役割及び責務) 第6条 市長は、市民の信託を受けた執行機関として、地方自治法に定める権限を公正かつ誠実に執行するものとする。 2 市長は、市民の代表として、広く市民の意見を聴き、及び市民の実情を把握するとともに、自らの発言及び行動に責任を持って市政運営に当たるものとする。 3 市長等は、地方自治法その他の法令に定める自らの権限の執行について、市民及び議会への説明責任を果たすものとする。	(市長等の役割及び責務) 第13条 市長は、焼津市の代表者として、政治倫理を守り、公正かつ誠実に職務を行います。 2 市長は、市政に関する基本方針を広く市民に明らかにし、総合的な見地から市政運営を行います。 3 市長は、職員が市民のためにその能力を最大限に発揮して職務に取り組むことができるよう、職員に研修や実践の機会を与えるように努めます。 4 市長等(市長を除きます。)は、その権限及び責任において、公正かつ誠実に職務を行います。	(市長の役割) 第13条 市長は、中長期的視点から市の将来像を示し、まちの発展のため総合的かつ計画的な市政運営を行います。 2 市長は、理想のまちの実現に向け、市民及び議会にまちづくりの推進を働きかけます。	(市長の責務) 第10条 市長は、市の代表者として、市民とともに自治を推進するという認識に立ち、市民の意思を反映した市政運営に努め、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 2 市長は、社会、経済情勢等の変化に適切に対応し、効果的かつ機能的な組織及び制度を構築するとともに、市の職員の能力の向上に努めるものとする。
	第11条 市長を除く執行機関の役割と責務	(市長を除く執行機関の役割と責務) 第11条 市長を除く執行機関は、その権限に属する事務を自らの判断と責任において、公正かつ誠実に執行しなければなりません。	(市長等の役割及び責務) 第6条 市長は、市民の信託を受けた執行機関として、地方自治法に定める権限を公正かつ誠実に執行するものとする。 2 市長は、市民の代表として、広く市民の意見を聴き、及び市民の実情を把握するとともに、自らの発言及び行動に責任を持って市政運営に当たるものとする。 3 市長等は、地方自治法その他の法令に定める自らの権限の執行について、市民及び議会への説明責任を果たすものとする。	(市長等の役割及び責務) 第13条 市長は、焼津市の代表者として、政治倫理を守り、公正かつ誠実に職務を行います。 2 市長は、市政に関する基本方針を広く市民に明らかにし、総合的な見地から市政運営を行います。 3 市長は、職員が市民のためにその能力を最大限に発揮して職務に取り組むことができるよう、職員に研修や実践の機会を与えるように努めます。 4 市長等(市長を除きます。)は、その権限及び責任において、公正かつ誠実に職務を行います。	(行政の役割) 第12条 行政は、公平・公正な市政運営を行います。 2 行政は、職員の意見を積極的に取り入れつつ行政改革や事務改善等を進めるとともに、職員が市民と対話しやすい職場環境づくりに努めます。	
	第12条 市の職員の責務	(市の職員の責務) 第12条 市の職員は、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を執行しなければなりません。 2 市の職員は、自己啓発並びに職務に必要な知識の習得及び技能の向上に努めなければなりません。	(市職員の役割及び責務) 第7条 市職員は、市民の生活の向上のため、法令を遵守し、及び使命感を持って、公平及び公正に職務を遂行するものとする。 2 市職員は、多様化する地域課題の解決のため、不断の自己研鑽に努めるものとする。 3 市職員は、組織横断的な視点に立って職務を遂行するものとする。	(職員の役割及び責務) 第14条 職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、公正、誠実かつ適切に行動します。 2 職員は、社会状況の変化、市民ニーズ等を的確にとらえるとともに、事務事業の目的を常に意識し、職務を行います。 3 職員は、市民との対話を大切に、市民の求めに対して、適切に説明します。 4 職員は、政策等を立案し、及び遂行する能力の向上に努めます。	(職員の役割) 第14条 職員は、職務の遂行に必要な知識の習得と技能の向上に努め、市民との信頼関係のもと、まちづくりに取り組みます。	(市の職員の責務) 第11条 市の職員は、法令等を遵守し、公正、誠実、効率的及び効果的に職務を遂行しなければならない。 2 市の職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の習得及び自己研さんに努めなければならない。
		(市長を除く執行機関の役割と責務)	(市長等の役割及び責務)	(市長等の役割及び責務)	(行政の役割)	

	防府市 自治基本条例(H22.4.1施行)	福島県会津若松市 自治基本条例(H28.6.29施行)	静岡県焼津市 自治基本条例(H26.10.1施行)	埼玉県戸田市 自治基本条例(H26.7.1施行)	埼玉県ふじみ野市 自治基本条例(H26.6.26施行)	
第6章 総合計画	第13条 総合計画	(総合計画)  (総合計画) 第13条 市政の運営の指針となる基本構想とこれを実現するための基本計画(以下「総合計画」といいます。)は、この条例の趣旨に沿ったものでなければなりません。 2 総合計画は、市民等の参画の下にその案を策定するものとします。 3 市長等は、総合計画に基づき、総合的かつ計画的な行政運営に努めなければなりません。 4 市長等は、各政策分野における個別計画を策定するに当たっては、総合計画との整合性を図るものとします。	(総合計画) 第16条 市長は、市政の総合的かつ計画的な運営を図るための中長期的な計画の基本理念、基本目標、政策、施策等を体系的に示した基本構想及び基本計画等を内容とする総合計画(以下「総合計画」という。)を策定するものとする。 2 市の政策、施策及び事務事業は、総合計画に基づくことを基本とする。 3 市長は、総合計画を策定するに当たっては、市民の意向を反映した内容とするため、その策定過程において市民の参画の機会を設けるよう努めるものとする。 4 市長は、基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止に当たっては、議会の議決を経るものとする。	(総合計画) 第21条 市長は、市政運営を総合的かつ計画的に進めるための基本構想及びこれを具現化するための計画(以下「総合計画」といいます。)を策定します。 2 市長は、総合計画の策定に当たっては、市民の参加のもとに十分話し合い、総合計画に市民と市長等の役割分担について、明記します。 3 市長は、基本構想の策定及び変更にあたっては、議会の議決を得なければなりません。	(行政運営)  (行政運営) 第15条 行政は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想及びこれを実現するための基本計画を策定します。 2 行政は、効果的かつ効率的な市政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を公表します。	(総合的な計画) 第16条 市長は、市政運営の指針となる総合的な最上位計画を市民が参加する組織をもって策定し、市議会の議決を得るものとする。
	第14条 市長等の組織	(市長等の組織) 第14条 市長等は、その組織が市民等にわかりやすく、効率的かつ機能的なものとなるよう、また、社会経済情勢の変化に的確に対応するよう、常に見直しに努めなければなりません。		(市の組織) 第20条 市長等は、社会情勢の変化に迅速かつ効率的に対応できるように、その組織をつくります。 2 市長等は、多様な課題に対応するため、組織相互の連携及び協力を図り、一体として、行政機能を発揮します。 3 市長等は、より少ない人数で最大の効果を挙げられるように職員を適切に登用し、配置します。		
		(情報の提供及び公開)	(情報の提供及び共有)、(情報公開)	(情報の管理及び提供)	(情報共有の原則)、(情報の共有)	(情報の公開及び共有)
	第15条 情報の提供及び公開	(情報の提供及び公開) 第15条 市長等は、その保有する情報を積極的に公表し、提供しなければなりません。 2 市長等は、市民等の知る権利を保障するため、その保有する情報について、情報公開制度を設けます。 3 情報公開について必要な事項は、別に条例で定めます。	(情報の提供及び共有) 第8条 議会及び市長等は、それぞれ保有する市政に関する情報の提供により、市民との情報共有に努めるものとする。 2 議会及び市長等は、前項の情報の提供に当たって、適時、適切で分かりやすい内容となるよう努めるとともに、提供の手法について不断の改善に努めるものとする。 3 市民は、市政に関する情報の積極的な把握に努めるものとする。 (情報公開) 第9条 議会及び市長等は、市政に関する情報の公開を保障するため、会津若松市情報公開条例(平成15年会津若松市条例第1号)で定めるところにより、必要な措置を講じるものとする。	(情報の管理及び提供) 第19条 市長等は、民主的で開かれた市政運営を行うため、焼津市情報公開条例(平成18年焼津市条例第2号)に基づき市政運営に関する情報を適正に管理し、市民に公開します。 2 市長等は、決定した結果を公開するだけでなく、その過程も公開するように努めます。 3 市長等は、様々な発信手段を活用し、市民が必要とする情報を適切かつ迅速に提供するように努めます。 4 市長等は、焼津市個人情報保護条例(平成14年焼津市条例第35号)に基づき個人に関する情報を厳格に管理し、及び保護し、関係者に不利益が生じないよう適正に取り扱います。	(情報共有の原則) 第6条 市民は、互いにまちづくりのための情報を提供し合い、共有できるよう努めます。 2 行政及び議会は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を積極的に提供し、市民と共有します。 (情報の共有) 第18条 行政は、積極的な情報提供とともに、市民の知る権利を保障し、保有する情報を原則として公開します。 2 市民及び行政は、災害等の緊急時に共助が円滑に行われるよう、互いに必要最小限の個人情報を提供できる環境を醸成するよう努めます。	(情報の公開及び共有) 第19条 市議会及び市長等は、市政運営に関する市民の知る権利を保障するとともに、公正な市政運営を確保するため、市議会及び市長等の保有する情報を、原則公開するものとする。 2 市議会及び市長等は、市民との情報共有を図るため、附属機関の審議会その他の委員会等(第21条第1項において「審議会等」という。)の会議を原則公開するものとする。 3 市議会及び市長等は、市政運営に関する情報を市民に積極的に提供するとともに、様々な手法により市民の意見の把握に努め、市民との情報の共有を図るものとする。
	第16条 個人情報の保護	(個人情報の保護) 第16条 市長等は、個人の権利や利益が侵害されることのないよう、その保有する個人情報の保護を適正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する権利を保障しなければなりません。 2 個人情報の保護について必要な事項は、別に条例で定めます。	(個人情報保護) 第10条 議会及び市長等は、個人に関する情報の収集、管理及び利用について、会津若松市個人情報保護条例(平成15年会津若松市条例第2号)で定めるところにより、必要な措置を講じるものとする。	(情報の管理及び提供) 第19条 市長等は、民主的で開かれた市政運営を行うため、焼津市情報公開条例(平成18年焼津市条例第2号)に基づき市政運営に関する情報を適正に管理し、市民に公開します。 2 市長等は、決定した結果を公開するだけでなく、その過程も公開するように努めます。 3 市長等は、様々な発信手段を活用し、市民が必要とする情報を適切かつ迅速に提供するように努めます。 4 市長等は、焼津市個人情報保護条例(平成14年焼津市条例第35号)に基づき個人に関する情報を厳格に管理し、及び保護し、関係者に不利益が生じないよう適正に取り扱います。		(個人情報保護) 第20条 市議会及び市長等は、保有する個人情報を保護するとともに、当該個人情報を適正に取り扱わなければならない。

	防府市 自治基本条例(H22.4.1施行)	福島県会津若松市 自治基本条例(H28.6.29施行)	静岡県焼津市 自治基本条例(H26.10.1施行)	埼玉県戸田市 自治基本条例(H26.7.1施行)	埼玉県ふじみ野市 自治基本条例(H26.6.26施行)	
第7章 行政運営	第17条 説明責任と 応答責任	(説明責任と応答責任) 第17条 市長等は、政策の形成、実施及び評価の各過程において、その経過、内容等を市民等にわかりやすく説明する責任を果たさなければなりません。 2 市長等は、行政に関する意見、要望、提案等に対して、迅速かつ誠実に応答しなければなりません。	(市長等の役割及び責務)、(情報の提供及び共有) (市長等の役割及び責務) 第6条 市長は、市民の信託を受けた執行機関として、地方自治法に定める権限を公正かつ誠実に執行するものとする。 2 市長は、市民の代表として、広く市民の意見を聴き、及び市民の実情を把握するとともに、自らの発言及び行動に責任を持って市政運営に当たるものとする。 3 市長等は、地方自治法その他の法令に定める自らの権限の執行について、市民及び議会への説明責任を果たすものとする。 (情報の提供及び共有) 第8条 議会及び市長等は、それぞれ保有する市政に関する情報の提供により、市民との情報共有に努めるものとする。 2 議会及び市長等は、前項の情報の提供に当たっては、適時、適切で分かりやすい内容となるよう努めるとともに、提供の手法について不断の改善に努めるものとする。 3 市民は、市政に関する情報の積極的な把握に努めるものとする。	(職員の役割及び責務) 第14条 職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、公正、誠実かつ適切に行動します。 2 職員は、社会状況の変化、市民ニーズ等を的確にとらえ、事務事業の目的を常に意識し、職務を行います。 3 職員は、市民との対話を大切にし、市民の求めに対して、適切に説明します。 4 職員は、政策等を立案し、及び遂行する能力の向上に努めます。		(説明責任)、(提言及び要望への対応) (説明責任) 第18条 市長等は、施策の実施及び結果並びに財政状況について市民に分かりやすく説明するものとする。 (提言及び要望への対応) 第23条 市長等は、市民から市政に関する意見及び提案(次項において「提言」という。)並びに市民の生活に関する要望があったときは、速やかに内容を精査して、適切に対応し、その概要を公表するものとする。 2 市長等は、必要と認められた提言及び要望については、市政運営に反映させるための仕組みを整えるものとする。
	第18条 行政評価	(行政評価) 第18条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、その結果をわかりやすく公表しなければなりません。 2 市長等は、行政評価の結果を政策等に速やかに反映させるよう努めなければなりません。	(行政評価) 第17条 市長は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、行政評価により総合計画の進行管理を行うものとする。 2 市長は、前項の行政評価の結果に基づき、事務事業の改善及び見直しを図るとともに、当該行政評価の結果を分かりやすく公表するものとする。 3 市長は、第1項の行政評価を行うに当たっては、その客観性、信頼性及び公平性を確保するため、第三者による評価の手法を取り入れるものとする。	(行政評価) 第22条 市長等は、効率的かつ効果的にまちづくりの課題解決を図り、市民にとっての成果を高めるために、行政評価による計画・実行・評価のマネジメント・サイクルに基づく市政運営を行います。 2 市長等は、行政評価の実施に当たっては、市民の視点に立った成果指標を定め、その達成度等について評価するものとし、その評価表を作成します。 3 市長等は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表します。 4 市長等は、行政評価を活用し、総合計画の策定及び進行管理を行います。	(行政運営) 第15条 行政は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、行政評価を行い、その結果を公表するとともに市政に反映させるものとする。 2 行政は、効果的かつ効率的な市政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を公表します。	(行政評価) 第25条 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、行政評価を行い、その結果を公表するとともに市政に反映させるものとする。 2 市長等は、前項の行政評価について、市民が参加することができる仕組みを取り入れるよう努めるものとする。
	第19条 行政手続	(行政手続) 第19条 市長等は、市民等の権利や利益の保護に資するため、行政手続に関し共通する事項を定め、行政運営における公正性の確保と透明性の向上を図らなければなりません。 2 行政手続について必要な事項は、別に条例で定めます。				(行政手続) 第24条 市長等は、市民の権利及び利益を保護するため、市政運営における処分その他の行政手続について、公正の確保及び透明性の向上を図るものとする。
	第20条 法令順守	(法令遵守) 第20条 市長等は、行政運営に当たっては、法令等を遵守するとともに、法令等遵守のための体制を整備するよう努めなければなりません。				
	第21条 公益通報	(公益通報) 第21条 市の職員は、市政の運営において市民等の信頼を損なう違法又は不当な事実があることを知ったときは、公益の損失を防止するため、速やかにその事実を通報しなければなりません。 2 公益通報を行った市の職員は、その公益通報を行ったことを理由に不利益な扱いを受けないことを保障されます。				(公益通報) 第27条 市の職員及び市に対して労務を提供する者は、適正な市政運営を確保するため、市政運営に関わる違法な行為を知り得たときは、速やかにその事実を市長等に通報(次項において「公益通報」という。)するものとする。 2 市長等は、前項の規定による公益通報をする者が不利益を受けないよう適切な措置を講じるものとする。
	第22条 政策法務	(政策法務) 第22条 市長等は、市民ニーズや地域の課題に対応するため、法令を自主的かつ適正に解釈し、運用するとともに、条例及び規則の整備に努めるなど、政策法務を推進するものとします。				(政策法務) 第26条 市議会及び市長等は、行政運営を行うに当たっては、政策法務(地域課題や市民ニーズに適切に対応し、自主的かつ自立的な市政運営を行うため、主体性を持った法令等の解釈及び運用に努め、条例等を整備することをいう。)に取り組むものとする。
		(行政評価)	(行政評価)	(行政評価)	(行政運営)	(行政評価)
		(行政手続)				(行政手続)
		(法令遵守)				
	(公益通報)				(公益通報)	
	(政策法務)				(政策法務)	

防府市 自治基本条例(H22.4.1施行)		福島県会津若松市 自治基本条例(H28.6.29施行)	静岡県焼津市 自治基本条例(H26.10.1施行)	埼玉県戸田市 自治基本条例(H26.7.1施行)	埼玉県ふじみ野市 自治基本条例(H26.6.26施行)
	(危機管理)	(危機管理)	(大地震等自然災害への備え)、(大地震等自然災害以外の非常事態への対応)		(危機管理)
第23条 危機管理	(危機管理) 第23条 市長等は、災害等の不測の事態から市民等の生命、身体及び財産又は生活の平穩を守るとともに、緊急時における総合的かつ機能的な活動が図れるよう危機管理体制の整備に努めなければなりません。	(危機管理) 第19条 市長等は、市民等の生活の平穩を守るため、災害等の危機に的確に対応するための体制を整備するとともに、その体制が機能するよう周知を図るものとする。 2 市民等は、災害等の発生時において、自らの安全の確保を図るとともに、相互に協力して災害等への対処に努めるものとする。 3 市民等、議会及び市長等は、危機管理の意識の高揚に努めるものとする。	(大地震等自然災害への備え) 第26条 市長等は、大地震等自然災害の発生に備えて、市の機能を維持・継続できるように体制整備をするとともに、計画を策定し、それを有効に活用できるようにします。 2 市民は、日頃から防災に関心を持ち、自ら備えるほか、大地震等自然災害の発生に際しては、地域での活動が大きな役割を果たすことを理解し、日頃から地域での訓練などの活動を行い、災害に強い地域づくりに努めます。 (大地震等自然災害以外の非常事態への対応) 第27条 市民、議会及び市長等は、大地震等自然災害以外の重大な事故、事件、感染症の拡大その他の非常事態に対しても適切な対応が行えるように日頃から事前の準備に取り組みます。		(危機管理) 第28条 市長等は、安全で安心な市民生活を確保するため、市民及び関係機関等と連携し、市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態等(次項において「災害等」という。)に的確に対応するための体制を整備するものとする。 2 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、日頃から自らが果たすべき役割を認識した上で地域での交流に努め、相互に協力して災害等に対処するものとする。
	(財政運営)	(財政運営)	(財政運営)、(公共施設)	(財政運営)	(行財政運営)
第24条 財政運営	(財政運営) 第24条 市長は、中長期的な財政計画を策定するとともに、財源を効率的かつ効果的に活用し、健全な財政運営に努めなければなりません。 2 市長等は、その所管する財産の適正な管理及び効果的な活用に努めなければなりません。	(財政運営) 第18条 市長は、最少の経費で最大の効果を挙げる市政運営を図るため、中長期的な視点により、健全な財政運営を行うものとする。 2 市長は、総合計画及び行政評価を踏まえた予算編成及びその執行に努めるものとする。 3 市長は、財政状況を分かりやすく公表するものとする。	(財政運営) 第23条 市長は、市政の運営が市民の負担の上に成り立っていることに鑑み、最少の経費で最大の効果を挙げる健全な財政運営を行います。 2 市長は、焼津市の財政状況を総合的に把握するとともに、財政指標の目標値を定めて財政計画をつくり、健全な財政運営を行います。 3 市長は、焼津市の財政運営の状況を取りまとめ、その情報を市民に分かりやすく公表します。 4 市長は、総合計画及び行政評価を踏まえて、事業に優先順位をつけ、財源が適切に配分されるよう予算編成を行います。 (公共施設) 第24条 市長は、財政や人口の状況等に応じて公共施設の適正な配置を行うとともに、配置された公共施設を効率的かつ効果的に管理し、及び運営します。 2 市民は、まちづくりのために公共施設を有効に活用するように努めます。	(財政運営) 第16条 市長は、財源の確保及びその効果的かつ効果的な活用を図り、健全な財政運営を行います。 2 市長は、財政及び財産の状況を分かりやすく市民に公表します。	(行財政運営) 第17条 市長等は、前条に規定する総合的な計画を踏まえて、中長期的な視点から、健全な行財政運営を行うものとする。
第8章 財政	(財政状況の公表)	(財政運営)	(財政運営)	(財政運営)	(説明責任)
第25条 財政状況の公表	(財政状況の公表) 第25条 市長は、市民等にわかりやすい財政状況に関する資料を作成し、公表しなければなりません。 2 財政状況の公表について必要な事項は、別に条例で定めます。	(財政運営) 第18条 市長は、最少の経費で最大の効果を挙げる市政運営を図るため、中長期的な視点により、健全な財政運営を行うものとする。 2 市長は、総合計画及び行政評価を踏まえた予算編成及びその執行に努めるものとする。 3 市長は、財政状況を分かりやすく公表するものとする。	(財政運営) 第23条 市長は、市政の運営が市民の負担の上に成り立っていることに鑑み、最少の経費で最大の効果を挙げる健全な財政運営を行います。 2 市長は、焼津市の財政状況を総合的に把握するとともに、財政指標の目標値を定めて財政計画をつくり、健全な財政運営を行います。 3 市長は、焼津市の財政運営の状況を取りまとめ、その情報を市民に分かりやすく公表します。 4 市長は、総合計画及び行政評価を踏まえて、事業に優先順位をつけ、財源が適切に配分されるよう予算編成を行います。	(財政運営) 第16条 市長は、財源の確保及びその効果的かつ効果的な活用を図り、健全な財政運営を行います。 2 市長は、財政及び財産の状況を分かりやすく市民に公表します。	(説明責任) 第18条 市長等は、施策の実施及び結果並びに財政状況について市民に分かりやすく説明するものとする。

	防府市 自治基本条例(H22.4.1施行)	福島県会津若松市 自治基本条例(H28.6.29施行)	静岡県焼津市 自治基本条例(H26.10.1施行)	埼玉県戸田市 自治基本条例(H26.7.1施行)	埼玉県ふじみ野市 自治基本条例(H26.6.26施行)	
第9章 参画及び 協働の推 進	第26条 参画の推進	(参画の推進) 第26条 市長等は、市民等の参画について、その制度を充実させるとともに、市民等が参画しやすい環境を整備しなければなりません。 2 参画の推進について必要な事項は、別に条例で定めます。	(参画) 第11条 市民は、自発的かつ主体的なまちづくりへの参画に努めるものとする。 2 議会及び市長等は、市民がまちづくりに参画する意識の高揚及び参画する機会の創出に努めるものとする。 3 市民等、議会及び市長等は、会津若松市男女共同参画推進条例(平成15年会津若松市条例第29号)で定めるところにより、男女平等の意識づくりに努めるとともに、男女共同参画社会の形成を推進するものとする。	(市民参加)、(参加と連携) (市民参加) 第15条 議会及び市長等は、まちづくりのための政策や事業の決定及び実施に当たって、多様な形での市民参加により行います。 2 市民は、市の説明会などに参加するほか、広報紙、インターネット等様々な方法を通じて情報を取得するとともに、自らも市やその他の市民にまちづくりに関する情報を積極的に発信するように努めます。 3 市長等は、まちづくりのための政策や事業の決定及び実施に当たって市民が参加しやすいように、様々な形の参加の機会を設けるとともに、市民へ参加を働きかけます。 4 市長等は、まちづくりのための政策や事業の決定及び実施に当たって市民の参加を働きかける場合には、幅広い市民の声を反映することができるような手法を採るように配慮します。 (参加と連携) 第17条 行政及び議会は、会議その他の会合に市民が参加しやすくなるよう、市民が情報を知る多様な手段を整備し、これを周知します。 2 市民は、まちづくりにおける市民同士の連携の重要性を考え、自ら集い、意見交換のできる場を設定し、又は機会を作り出すよう努めます。	(参加・参画の原則) 第5条 市民は、自治の主体として、積極的にまちづくりに参加し、また、計画段階から参画するよう努めます。 2 行政は、市民の意思をまちづくりにいかすため、市民がまちづくりに参画できる機会を保障します。	(参加) 第12条 市民は、市政への多様な参加の機会を捉え、積極的な参加に努めるものとする。 2 市議会及び市長等は、市政への多様な参加の機会を設け、市民の参加を推進するよう努めるものとする。
	第27条 意見聴取	(意見聴取) 第27条 市長等は、特に重要な条例の制定又は改廃及び特に重要な計画の策定又は改廃をしようとするときは、広く市民等の意見を求め、市民等から提示された意見を十分に考慮するとともに、その意見に対する市長等の考え方を公表しなければなりません。 2 意見聴取の手続その他必要な事項は、別に条例で定めます。	(市民意見の公募)、(市民の意見等への対応) (市民意見の公募) 第13条 市長等は、条例並びに第16条第1項に規定する総合計画及び行政の各分野における計画(次項において「条例等」という。)の案の策定に当たり、必要な事項を公表し、市民等の多様な意見の提出を広く求めるよう努めるものとする。 2 市長等は、前項の規定により提出された意見を検討し、条例等の案を決定するとともに、当該提出された意見に対する市長等の考え方を公表するものとする。 3 市長等は、前2項に定める市民意見の公募について、その周知に努めるものとする。 4 前3項に定めるもののほか、市民意見の公募に関し必要な事項は、別に定める。 (市民の意見等への対応) 第14条 議会及び市長等は、前条に定めるもののほか、市民の意見、要望等を把握するための機会の創出に努めるものとする。 2 議会及び市長等は、前項の意見、要望等に対して誠実に対応するものとする。			(パブリックコメント) (パブリックコメント) 第22条 市長等は、市の重要な政策を定めようとするときには、その政策に関する条例及び計画等の案の趣旨、内容その他必要な事項をあらかじめ公表し、広く市民から意見(次項において「パブリックコメント」という。)を求めるものとする。 2 市長等は、聴取した市民のパブリックコメントを考慮して、意思決定を行うとともに、聴取した意見に対する市長等の考え方を公表するものとする。
	第28条 審議会等の 運営	(審議会等の運営) 第28条 市長等は、審議会、審査会等(以下「審議会等」といいます。)の委員を選任するときは、委員構成における中立性の保持に留意するとともに、原則として、その一部を市民から公募するものとします。 2 審議会等の会議は、原則として、公開するとともに、その会議録を公表するものとします。 3 審議会等の委員の公募その他必要な事項は、別に条例で定めます。	(審議会等への参画) 第15条 市長等は、市民の意見を市政に反映させるため、市長等が設置する審議会等への市民からの公募による委員の参画に努めるものとする。 2 市長等は、審議会等への市民の参画について周知するとともに、前項の公募に当たり、様々な立場の市民が参画できるよう努めるものとする。 3 前2項に定めるもののほか、審議会等への市民の参画に関し必要な事項は、別に定める。			(委員等の選任) (委員等の選任) 第21条 市長等は、審議会等を組織する委員その他の構成員(以下「委員等」という。)の選任に当たっては、公平性に配慮し、選任の根拠を含めた手続について透明性を確保するよう努めるものとする。 2 市長等は、委員等の選任に当たっては、男女の比率及び年齢構成等の多様性に配慮するものとする。 3 市長等は、公募による市民を委員等に選任するよう努めるものとする。
	第29条 住民投票	(住民投票) 第29条 市長は、市政の運営上の重要事項について、住民投票の実施の請求があったとき、又は自ら住民投票の実施を発議したときは、住民投票を実施しなければなりません。 2 住民投票について必要な事項は、別に条例で定めます。			(住民投票) 第19条 市長は、市政に関する特に重要な事項について、市民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。 2 住民投票の実施に関し必要な事項は、個別事案ごとに別に条例で定めます。	(住民投票) 第15条 市議会議員及び市長の選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、市長に対し、市政に関する重要事項について住民投票の実施を請求することができる。 2 市議会議員及び市長は、法令の定めるところにより、住民投票を発議することができる。 3 市民、市議会及び市長等は、住民投票の結果を尊重するものとする。 4 住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度別に条例で定める。
		(意見聴取)	(市民意見の公募)、(市民の意見等への対応)			(パブリックコメント)

	防府市 自治基本条例(H22.4.1施行)	福島県会津若松市 自治基本条例(H28.6.29施行)	静岡県焼津市 自治基本条例(H26.10.1施行)	埼玉県戸田市 自治基本条例(H26.7.1施行)	埼玉県ふじみ野市 自治基本条例(H26.6.26施行)
	(協働の推進)	(コミュニティ及び協働)	(協働)、(まちづくり市民集会)、(まちづくりサポーター)	(協働の原則)、(参加・参画の原則)、(情報共有の原則)、(協議の原則)	(協働)、(コミュニティ)
第30条 協働の推進	(協働の推進) 第30条 市民等、市議会及び市長等は、相互理解と信頼関係の下で協働してまちづくりに取り組みます。 2 市長等は、地域コミュニティ及び市民活動団体のそれぞれの自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するよう努めるものとします。 3 協働の推進について必要な事項は、別に条例で定めます。	(コミュニティ及び協働) 第12条 市民は、コミュニティ(居住する地域、関心又は目的を共にし、自主的に形成される組織及び集団をいう。以下同じ。)の活動を尊重するとともに、積極的な参画に努めるものとする。 2 市民、議会及び市長等は、コミュニティへの参画意識の高揚に努めるものとする。 3 市民及び市長等は、コミュニティの活動への関わりを通じ、市長が別に定める協働に関する指針等に基づき、協働(それぞれの立場を信頼、尊重し、特性を活かし必要に応じて補いながら、それぞれの力を結集し、公共的な課題の解決又は目標の実現に向けて取り組むことをいう。以下同じ。)を推進するものとする。 4 市民及び市長等は、前項の規定により相互に協働の意識を高めるとともに、協働の機会の創出に努めるものとする。 5 議会及び市長等は、地域におけるコミュニティの活性化を図るため、地域の実情を踏まえ、地域のことを市民が自ら考えて実行できる仕組みについて検討するものとする。	(協働) 第16条 市民、議会及び市長等は、地域社会の課題の解決に向けて、それぞれの自覚と責任の下に、その立場や特性を認め合い、目的を共有し、一定の期間において連携・協力する協働の取組により、まちづくりを進めます。 2 市長等は、まちづくりを進めるに当たっては、事業者、地縁コミュニティ及び公益コミュニティの果たす役割が重要であることに鑑み、積極的にこれらの者と協働し、まちづくりを進めます。 3 市民、議会及び市長等は、それぞれの担う領域や役割分担を定めた協働のルールを創ります。 4 市民、議会及び市長等は、協働によるまちづくりを進めるための人材の発掘及び育成並びに情報の収集及び提供に努めます。 5 市民及び市長等は、協働によるまちづくりを進めるため、双方が対話の場を設けるように努力します。 (まちづくり市民集会) 第17条 市長は、協働してまちづくりを進めるため、まちづくり市民集会を開催します。 2 まちづくり市民集会は、市民、議員及び市長等が参加し、地域社会の課題や焼津市の未来について意見交換し、情報を共有することを目的とします。 3 市長は、特別の事情がない限り、まちづくり市民集会を年1回以上開催します。 4 まちづくり市民集会の実施に関し必要な事項は別に定めます。 (まちづくりサポーター) 第18条 市長は、焼津市以外に住んでいる焼津市出身者、焼津市にゆかりのある人及び焼津市のまちづくりを応援してくれる人又は法人その他の団体で希望するものが焼津市まちづくりサポーターとしてまちづくりに関わってもらえるよう努めます。	(協働の原則) 第4条 市民、議会及び行政は、それぞれが役割を意識し、それぞれの力を発揮し、互いを尊重し、まちづくりを進めます。 (参加・参画の原則) 第5条 市民は、自治の主体として、積極的にまちづくりに参加し、また、計画段階から参画するよう努めます。 2 行政は、市民の意思をまちづくりにいかすため、市民がまちづくりに参画できる機会を保障します。 (情報共有の原則) 第6条 市民は、互いにまちづくりのための情報を提供し合い、共有できるよう努めます。 2 行政及び議会は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を積極的に提供し、市民と共有します。 (協議の原則) 第7条 市民同士又は市民及び行政は、まちづくりを進めるに当たり、互いの意思疎通を図るため、積極的に協議します。	(協働) 第13条 市民、市議会及び市長等は、協働の仕組みを整備し、協働のまちづくりの推進に努めるものとする。 (コミュニティ) 第14条 市民は、コミュニティ(多様な人と人とのつながりを基に、共通の目的を持って活動する市民の団体をいう。次項において同じ。)活動を通して、共助の精神を育むとともに、地域の課題解決のため、世代を超えた交流及び学びあいに努めるものとする。 2 市議会及び市長等は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、地域の課題解決に必要なコミュニティ活動の支援に努めるものとする。
	(国、山口県及び他の自治体との連携)	第6章 国、他の自治体等との連携及び協力	(他の自治体との連携及び協力)		(国、県及び他の地方公共団体等との連携及び協力)
第31条 国、山口県及び他の自治体との連携	(国、山口県及び他の自治体との連携) 第31条 市議会及び市長等は、国及び山口県と対等な関係の下で、協力と連携に努めるとともに、政策及び制度の改善等に関する提案を積極的に行うよう努めるものとします。 2 市議会及び市長等は、共通する課題若しくは広域的な課題の解決又は行政サービスの向上を図るため、他の自治体と相互に連携し、協力するよう努めるものとします。	第6章 国、他の自治体等との連携及び協力 第20条 市は、国、他の自治体及び関係団体との適切な役割分担のもと、単独では対処できない課題、共通する課題及び広域的課題を解決するため、相互の連携協力に努めるものとする。	(他の自治体との連携及び協力) 第25条 市長等は、共通する地域課題を解決するための施策の実施、効率的かつ効果的な市政運営のための広域にわたる事務処理、大規模災害時の相互応援等について、他の自治体と連携し、協力するよう努めます。		(国、県及び他の地方公共団体等との連携及び協力) 第29条 市は、共通する課題又は広域的な課題を解決するため、国、県及び他の地方公共団体等とそれぞれ適切な役割分担を踏まえ、対等な立場で連携及び協力するよう努めるものとする。 2 市は、国及び県に対し施策の改善等に関する意見又は提案を行うものとする。
	(条例の見直し)	第7章 条例の検証	(条例の実効性の確保)、(推進委員会)、(条例の見直し)	(戸田市自治基本条例推進委員会)、(条例の見直し)	(見直し及び改正)
第10章 その他	(条例の見直し) 第32条 市長は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、市民の参画の下、この条例の見直しについて検討し、必要な措置を講じるものとします。	第7章 条例の検証 第21条 市民、議会及び市長等は、この条例の内容について、社会経済情勢の変化等を勘案し、適宜検証するものとする。 2 市長は、前項の検証の結果を勘案し、必要があると認めるときは、所要の措置を講じるものとする。 3 市長は、前項の措置を講じるに当たっては、市民の意見を反映するよう適切な措置を講じるものとする。 4 市長は、前3項の規定による検証等の結果について公表するものとする。	(条例の実効性の確保) 第28条 市長は、この条例の実効性を確保するため、毎年、市民へ啓発及び職員研修等を実施します。 2 市長は、この条例に基づく市長等の取組の進捗を管理するとともに、その結果を取りまとめ、市民に公表します。 (推進委員会) 第29条 この条例の運用状況を点検するとともに、この条例の趣旨に関し普及啓発を図るため、焼津市自治基本条例推進委員会(以下「推進委員会」といいます。)を設置します。 2 推進委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が規則で定めます。 (条例の見直し) 第30条 市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行う等の必要な措置を講じます。 2 市は、この条例の見直しに当たっては、広く市民の意見を聴かなければなりません。	(戸田市自治基本条例推進委員会) 第20条 市長は、この条例の実効性を確保するため、この条例に関するものを諮問する機関として、戸田市自治基本条例推進委員会(以下「委員会」といいます。)を置きます。 2 委員会は、市民(団体の場合は、その代表者)を含む多様な委員により構成します。 3 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。 (条例の見直し) 第21条 市長は、4年を超えない期間ごとに、委員会に諮問することで、この条例の見直しの検討を行います。	(見直し及び改正) 第30条 市長は、社会、経済情勢等の変化等に照らしてこの条例の見直しを図るものとする。 2 市長は、この条例を見直す必要があるときは、多様な方法で市民の意見を聴取するものとする。 3 市長は、聴取した市民の意見を考慮して、この条例を見直し、改正したときは、その内容を公表するものとする。
	附則 この条例は、平成22年4月1日から施行します。	附則 この条例は、公布の日から施行する。	附則 この条例は、平成26年10月1日から施行します。	附則 この条例は、公布の日から施行します。	附則 この条例は、公布の日から施行する。
					(その他) 第31条 この条例の手続等に関し必要な事項は、別に定める。